

豊中市住宅マスターplanおよびマンション管理適正化推進計画改定支援業務に係る
プロポーザル審査会設置要綱

(設置)

第1条 「豊中市住宅マスターplanおよびマンション管理適正化推進計画改定支援業務」の第一優先候補者として最も適格である業者の選定を行うため、豊中市住宅マスターplanおよびマンション管理適正化推進計画改定支援業務に係るプロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審査会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 各業者の企画提案の内容に関する審査
- (2) 前号の審査に基づく、最も適格である業者の選定

(組織)

第3条 審査会は、委員長、副委員長及び委員3名以内で組織する。

- 2 委員長は住宅課課長、副委員長は都市計画課長をもって充てる。
- 3 委員は、建築安全課長、経営戦略課長、地域共生課長をもって構成する。
- 4 委員長は、審査会の議長となり、審査会を代表する。
- 5 委員長がその職務を行うことができない場合、副委員長が代理する。

(成立要件)

第4条 審査会は、審査員（委員長及び副委員長を含む。以下同じ。）の過半数の出席をもって成立する。

(審査等の方法)

第5条 審査は、募集要領に基づく企画提案書等の提出書類により行う一次審査と、プレゼンテーションにより行う二次審査とする。

- 2 二次審査は、一次審査合格業者を対象とする。
- 3 審査は、別に定める審査基準に基づき、各審査員が採点を行う方式とする。
- 4 一次審査及び二次審査の審査項目は同一とする。
- 5 二次審査時の採点は、一次審査の結果にかかわらず、新たに行うものとする。
- 6 採点は、各審査員が自己の判断に基づき行う。

(業者の選定)

第6条 一次審査は、応募事業者が5者以上ある場合に行い、全審査員の合計得点の高い方から上位3者を優秀業者として選出する。

- 2 二次審査は、全審査員の合計得点の最も高かった業者を最優秀業者として選出する。
- 3 採点の結果、合計点数が同一の業者が2者あった場合、委員長が当該業者のいずれかを指名することをもって、適格である業者の選定とする。
- 4 応募事業者が1者のみである場合は、採点を行った上で第一優先候補者としての適格性を審査し選定を行う。

(審査会の解散)

第7条 審査会は、前条の選定を終え、会議の閉会が宣言されたときをもって解散する。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は、住宅課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、審査会の会務の遂行上必要な事項については、委員長が定める。

附則

この要綱は、令和8年（2026年）1月13日から実施する。

(別表)

	所属	役職	氏名
委員長	都市計画推進部 住宅課	課長	岩下 歌
副委員長	都市計画推進部 都市計画課	課長	山本 有紀
	都市計画推進部 建築安全課	課長	辻 智己
	都市経営部 経営戦略課	課長	松本 光真
	福祉部 地域共生課	課長	甲斐 智典

※機構順（委員長・副委員長を除く）